

第6章

競争、政府調達、貿易円滑化

<競争>

(1) ルールの背景

我が国の FTA/EPA の競争関連規定は、(a)反競争的行為を規制することにより貿易・投資自由化の効果を最大化すること、及び(b)反競争的行為取り締まりの必要性について EPA 締結相手国における共通認識と協力枠組みを確立することを目的としている。下記に見るとおり、前者の目的が WTO における議論と問題意識を同じくしている一方、後者については、むしろ二国間協力・共助協定同様、FTA/EPA 締結相手国との連携・協力を主眼としているといえよう。以下では、ルールの背景として、(1) WTO における「貿易と競争政策」及び(2)二国間協力・共助協定についてそれぞれ概観する。

① WTO における「貿易と競争政策」

WTO では 1996 年のシンガポール閣僚宣言に基づき、シンガポール・イシューとして「貿易と投資」、「政府調達の透明性」、「貿易円滑化」と併せて「貿易と競争政策」について調査・検討が行われてきた。WTO における競争政策に関する検討は、関税引き下げにより得られた貿易自由化の効果が「国際的な反競争的行為」により歪曲される可能性があるという問題意識に基づく。例えば、日本ーフィルム・ケースにお

ける、富士フィルム社の反競争的行為により米国からの輸出が阻害されているとの米国の主張や、モノの移動の自由化（域内関税撤廃）と並行して統一競争政策導入を進めた EU の考え方と共通する問題意識である。なお、WTO における「貿易と競争政策」に関する議論はカンクン閣僚会合後に凍結されている。

② 二国間協力・共助協定

他方、1990 年代から主として先進国の競争執行当局間で締結されてきた二国間協力・共助協定は、①消極的礼讓（法適用を差し控える可能性も含め相手国の利益を配慮して自国の独禁法を適用すること）、②積極的礼讓（自国に影響が及ぶ反競争行為が他国で行われた場合に、相手国執行当局に対して法執行を要請すること）、③協議・通報、④情報交換・執行協力を内容とする。これは、二国間協力・共助協定が、貿易歪曲効果の是正ではなく、むしろ(1)独禁法の域外適用による主権衝突の解決、及び(2)同一事実・事件への国毎の法適用によって発生する矛盾の回避等を目的としていることによる。なお我が国は、米国 (1999)、EU (2003)、カナダ (2005) の三カ国の競争執行当局と同種の協定を締結しており、実際、塩化ビニール強化剤カルテル

(2003年)やTFT液晶カルテル(2006年)等、国際的な情報交換をベースとして同時に調査開始が行われる事案も増加している。なお、このような問題意識に基づいた議論は二国間での枠組みに加えて、OECD、UNCTAD、APEC、そして最近では2001年に各国執行当局を中心として設置された国際競争ネットワーク(International Competition Network: ICN)等の多国間枠組みにおいても継続されている。

(2) 法的規律の概要

① FTA/EPAにおける競争政策関連規定

上述のとおり、我が国におけるFTA/EPAの競争関連規定は、貿易自由化を目的とするFTA/EPAの一部を構成することもありWTOにおける議論と問題意識を共有する一方、二国間協力・共助協定同様、FTA/EPA締結相手国との連携・協力も併せて重視している点が特徴といえよう。本節では、WTOにおける議論及び二国間協力・共助協定それぞれの目的・趣旨の違いを念頭に置きつつ、これまでに我が国が締結したFTA/EPAの競争政策関連規定を概観する。

なお、後述のとおり、FTA/EPAや地域協定の競争関連規定は、(a) NAFTAのように条約・協定自体で実体的規制規定(共通競争法)を持たず、域内での競争問題解決のために実体規定についてどのように扱うかを定めるタイプと、(b) EUのように条約・協定自体に加盟国法から独立した禁止・規制の共通競争法=実体規定を持つタイプに分類される。概観に当たっては我が国が締結したFTA/EPAの競争政策関連規定は前者に属することを踏まえ、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピンそれぞれと我が国が締結した経済連携協定を、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続き規定関連部分の三つの観点で分析する。

② 日シンガポール EPA

(a) 目的規定関連部分

日シンガポール EPAでは、第一章「総則」第一条「目的」(x)項において、協定の目的として「反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること」と規定している。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分は、競争章で規定されている。すなわち、第12章「競争」第103条「反競争的行為」第1項において「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国間の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」と規定する。あくまでも、反競争的行為が行われた国の当局が、自国法に基づいて執行するという枠組みがとれている。なお、同2項では、協定締結時にシンガポールに国内競争法が存在しなかったこともあり、「各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める」との規定も設けられている。

(c) 手続き規定関連部分

手続き規定関連部分については、第12章第104条第1項において「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」との規定が置かれ、実体規定関連部分同様、締約国執行当局が自国法に基づいて執行する枠組みが採られている。また同2項では「協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める」とされ、実施取極では①「通報」(実施取極第5章第17条)、②「情報交換」(同第18条)、③「技術支援」(同第19条)、④「情報提供における条件」(同第20条)、⑤「刑事手続における情報の使用」(同第21条)、⑥「適用範囲」

(同第22条)、⑦「見直し及び協力の拡大」(同第23条)、⑧「協議」(同第24条)、⑨「連絡」(同第25条)について定めている。

なお、協定締結時にシンガポールが国内競争法を有しなかったこともあり、「通報」及び「情報交換」の「適用範囲」は「電気通信、ガス及び電気の分野」に限定されている(実施取極第22条)。これは相手国の競争法制の多様性に応じ、協力の範囲を柔軟に設けるという「柔軟性」のアプローチに基づく結果であると考えられる。また日シンガポールEPAでは「(a)執行活動の調整、(b)積極礼讓、(c)消極礼讓」といった、先進国間の二国間協力・共助協定と同じ内容が、将来の「見直し」の対象としてではあるものの、盛り込まれている点も注目される。なお、競争章を協定本体の紛争解決手続きの適用対象外とする(第105条)枠組みは、他国との経済連携協定と同一である。

③ 日メキシコEPA

(a) 目的規定関連部分

日メキシコEPAにおいても、第一章「目的」第一条「目的」(d)において、同協定の目的として「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と定められている。他の経済連携協定との比較では、協定締結時にメキシコにすでに執行当局が存在したことを踏まえ、「協力」に加え、「調整」が目的として明記されていることが注目される。

(b) 実体規定関連部分

日シンガポールEPA同様、日メキシコEPAにおいても競争章が設けられている。同章では実体規定関連部分として、「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」と定めており、日シンガポール

EPA同様、締約国執行当局が自国法に基づいて執行するという枠組みが採られている。ただし、協定締結時にメキシコに執行当局が存在していたこともあり、反競争的行為を規制するための「法令見直し・改正・制定」に関する規定は存在しない。

(c) 手続き規定関連部分

手続き規定関連部分についても、日シンガポールEPAと類似する規定が散見される。第132条第1項において「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、反競争的行為の規制の分野において協力する」と定めるとともに、同2項において「この条の規定に基づく協力の詳細及び手続は、実施取極で定める」とする構成は日シンガポールEPAと同じである。また、他の協定同様、競争章は協定本体の紛争解決手続きの適用対象外である(第135条)。他方、日シンガポールEPAとは異なり、上記規定に続いて「無差別待遇」(第133条)及び「手続の公正な実施」(第134条)が明記されている。

なお、実施取極においては、①「通報」(実施取極第2条)、②「執行活動における協力」(同第3条)、③「執行活動の調整」(同第4条)、④「一方の締約国の領域における反競争的行為であって他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力」(同第5条)、⑤「執行活動に関する紛争の回避」(同第6条)、⑥「技術協力」(同第7条)、⑦「透明性」(同第8条)、⑧「協議」(同第9条)、⑨「情報の秘密性」(同第10条)、⑩「連絡」(同第11条)に関する規定が置かれている。特に、日本・メキシコ両国共に協定締結時に競争法及び執行当局が存在したことを反映し、先進国執行機関間の二国間協力・共助協定の「消極的礼讓」や「積極的礼讓」等と同旨の規定が設けられている。

④ 日マレーシアEPA

(a) 目的規定関連部分

日マレーシア EPA の競争関連規定も、上記二つの協定と同様、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続き規定関連部分という構成がとられている。まず目的規定関連部分であるが、第 1 章「総則」第 1 条「目的」(e)において、「反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること」を協定の目的の一つとして掲げている。これは日シンガポール EPA の目的規定関連部分と同一の文言である。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分としては、第 10 章「反競争的行為の規制」第 131 条に、「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国間の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」(第 1 項)、そして「各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める」(2 項)と、日シンガポール EPA と同じ規定を設けている。

(c) 手続き規定関連部分

手続き規定関連部分についても、日マレーシア EPA は日シンガポール EPA と同じ規定となっており、「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」(第 132 条第 1 項)、また「協力の分野、細目及び手続については、実施取極で定める」(同 2 項)と規定されている。競争章を協定本体の紛争解決手続きの適用対象外とする構成(第 133 条)も、日シンガポール EPA (及び日メキシコ EPA) と同じである。

なお「協力の分野、細目及び手続」について定める実施取極においては、①「透明性」(第 12 条)、②「技術協力」(第 13 条)、④「討議」

(第 14 条)について規定が置かれている。他方、日メキシコ EPA に置かれていた「情報交換」、「通報」、「礼讓」といった先進国の二国間協力・共助協定の根幹をなす項目が含まれておらず、競争法制定後に競争章に基づく協力内容を「見直す」旨の規定(第 15 条)を置くに留められている。

⑤ 日フィリピン EPA

(a) 目的規定関連部分

日フィリピン EPA における競争政策関連規定も、上記三協定同様、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続き規定関連部分に分類される。まず目的規定関連部分であるが、第 1 章「総則」第 1 条「目的」(f)に、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の分野において協力すること」との規定が置かれている。日シンガポール EPA 及び日マレーシア EPA と比較すると、「反競争行為に対する効果的な規制を奨励」という文言に代えて、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進」という規定になっている。なお、日メキシコ EPA で規定された「競争法の効果的な執行のための・・・調整」について言及されていないのは、日シンガポール EPA 及び日マレーシア EPA と同じである。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分については、競争について定めた第 12 章第 135 条第 1 項前段において、「各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の関係法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる」と規定する。同規定の内容は、日シンガポール EPA 及び日マレーシア EPA とほぼ同一である。また「法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定する」(同 2 項)

との規定も、協定締結時に執行当局が存在しなかった上記二協定と同じである。

(c) 手続き規定関連部分

手続き規定関連部分についても、日シンガポールEPAと日マレーシアEPAと基本的に同じ内容となっている。すなわち第136条第1項は、「自国の法令に従い、かつ自己の利用可能な資源の範囲内」で協力すると規定し、締約国執行当局が自国法に基づいて執行するという枠組みが取られている。また協力の詳細については「実施取極」で規定するとし(同2項)、競争章の規定を協定本体の紛争解決手続きの対象外とする点(第137条)も、上記二協定と同じである。

一方、上記二協定と異なる点としては、第135条第1項後段で「このような措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない」と定められている点あげられる。また「実施取極」も、日マレーシアEPA同様、限定的な内容に留まっている。すなわち①「技術協力」(第13条)、②「透明性」(第14条)、③「討議」(第15条)について定めるのみであり、競争法制定後に競争章に基づく協力内容を「見直す」との規定(第16条)のみが置かれている。

(3) 小括

「競争」に関する項目の締めくくりとして、最後に我が国経済連携協定における競争規定を他国の地域統合協定と比較する。地域統合における競争政策条項は、NAFTAタイプとEUタイプとに大別することができる。NAFTAタイプは、実体規定関連部分については「反競争行為規則の一般義務を規定」する一方、手続き規定関連部分では「加盟国競争当局間での協議・協力」を中心とすることが特徴である。これに

対してEUタイプの実体規定関連部分は「特定種類の規則についての加盟国間調整」を求めらうえ、手続き規定関連部分においても「中央執行機関及びそれに似た組織を持ち、その機関による法執行に重点」を置いている。

我が国のEPAにおける競争政策条項は、NAFTAタイプの規定とすることができる。まず実体規定関連部分については、自国の関係法令に従い、EPA締約国執行当局が適当と認める措置をとるという枠組みが堅持されており、あくまでも反競争行為に対する一般義務を規定するに留まっている。また手続き規定関連部分についても、競争章の規定自体を協定全体の紛争解決手続きの適用対象から外す旨の規定が置かれていることから明らかなように、EUタイプが想定する中央執行機関による法執行とは一線を画している。

なおNAFTAタイプの地域協定と比較しても、我が国のEPAにおける競争規定は日メキシコEPA(及び一部日シンガポールEPA)を除き、「情報交換」、「通報」、「礼譲」といった「執行当局間での協議・協力」の根幹をなす項目が含まれていない点が注目される。これは、日メキシコEPA以外の協定締結時に、相手国に競争法及び執行当局が存在しなかったことが主要な原因である。このように「情報交換」、「通報」、「礼譲」といった項目を含まない競争政策条項は、「競争法及び競争当局を持たない諸国との協力可能性の例を示した」といえる。一方、我が国が競争政策を締結している東アジア諸国においても、各国国内市場における反競争的行為が顕在化するとともに、我が国企業を対象とした執行当局の法執行も散見されはじめており、いかに「執行当局間での協議・協力」の実効性を担保し、公平な競争環境を整備してゆくかが、今後の課題である。

＜政府調達＞

(1) ルールの背景

GDPの10%から15%を占めるともいわれる政府調達について、自由なモノ・サービスの貿易の観点から一定の規律を課す意義は大きく、WTO協定は既に複数国間協定(プルリラテラル協定)としてWTO政府調達協定を設けている。(詳しくは、第Ⅱ部第13章参照。)

しかし、WTO政府調達協定の参加国は先進国を中心としたわずか13カ国・地域に留まっていることから、FTA/EPAにおいて政府調達について規律を設けることは、相手方締約国がWTO政府調達協定の締約国でない場合に特に意義があるほか、相手方がWTO政府調達協定の締約国である場合でも、対象基準額の引き下げや対象機関の拡大等によって規律を強化できる等の意義がある。

GATTやGATSとは異なり、WTO政府調達協定には地域貿易協定に関する規定がない。同協定の最恵国待遇条項(第3条1(b))は、同協定締約国は他の同協定締約国の製品及びサービス並びに供給者に対して、「当該他の締約国以外の締約国の製品、サービス及び供給者に与えられる待遇」よりも不利でない待遇を与える旨規定している。したがってWTO政府調達協定締約国間の地域貿易協定で、WTO政府調達協定でカバーされる政府調達についてWTO政府調達協定より有利な待遇を約束した場合は、上記最恵国待遇条項により、その待遇がWTO政府調達協定のすべての締約国に付与される。

一方、上記最恵国待遇条項の規定によれば、WTO政府調達協定締約国と非締約国との間の地域貿易協定において政府調達に関する規定を設ける場合には、WTO政府調達協定に拘束されることなく、自由に内容を定めることができ

る。これは、WTO政府調達協定の規律が及んでいない政府調達市場の自由化につながり、意義が大きい。

(2) 法的規律の概要

一般に、地域貿易協定において政府調達に関する規定を設ける場合は、WTO政府調達協定を準用するケースが多い。交渉上の主な論点は、内国民待遇、最恵国待遇、公平な調達手続き、苦情申立制度、民営化機関の適用除外、オフセット等である。我が国のこれまでの経済連携協定では、以下のように規定している。

① 日シンガポール EPA

第11章に政府調達についての規定を設けている。ここでは、附属書VII Bに掲げる両締約国の機関が行う附属書VII Aに特定する製品及びサービスの10万SDR以上の調達について、一部の条項を除くWTO政府調達協定の規定を準用することが規定されている。なお、SDR(Special Drawing Rights)とは国際通貨基金(IMF)における特別引出権である。

WTO政府調達協定と異なる点は、最恵国待遇の規定がない点と、地方政府機関、建設工事等のサービスは適用対象外としている点である。

また、本協定では対象基準額をWTO政府調達協定の基準額である13万SDRから10万SDRに引き下げ、WTO政府調達協定上の義務を上回る内容を規定した。シンガポールはWTO政府調達協定加盟国であるが、シンガポールに対してのみ10万SDRを基準額として約束することは、WTO政府調達協定の最恵国待遇原則には違反しない。WTO政府調達協定

は、「この協定で適用を受ける政府調達に係るものについて」最恵国待遇を与えることを規定しているので、WTO 政府調達協定は我が国が同協定に約束している 13 万 SDR 以上の調達にしか適用されないからである。したがって、本協定の適用範囲の一部である 10 万 SDR 以上 13 万 SDR 未満の調達についての本協定に基づく措置は WTO 政府調達協定のルールに服さない。なお、日本国内においては、政府による自主的措置に基づき、法令上は WTO 政府調達協定締約国を含むすべての第三国に対して 10 万 SDR を基準額にすることにしている。

その他、附属書VII B に掲げる機関が民営化された場合には、本章の規定は当該機関には適用しないこと、政府職員が政府調達に関する情報交換を行うことなどが規定されている。

② 日メキシコ EPA

第 11 章に WTO 政府調達協定とほぼ同一の規定を設けている。ただし、最恵国待遇の規定はない。適用範囲に地方政府機関及び民営化された機関は含まれない。

メキシコは WTO 政府調達協定非締約国であり、メキシコの政府調達制度においては、メキシコと自由貿易協定を締結している国の企業（以下「メキシコ FTA 国の企業」）を、締結していない国の企業（以下「非メキシコ FTA 国の企業」）と差別的に有利に扱っている。入札価格の評価にあたって、メキシコ企業は、非メキシコ FTA 国の企業に比べて、その入札価格が 10 % ディスカウントされる制度があり、また、大

規模な入札は「自由貿易協定の規定に従って行われる国際公共入札」として行われるが、この入札には、非メキシコ FTA 国の企業は参加することができない。このため日本の企業は不利な状況におかれていた。

日メキシコ EPA により、メキシコの政府調達において、日本企業も米国、カナダなどのメキシコ FTA 国の企業やメキシコの企業と同等の待遇を享受できることとなった。

③ 日マレーシア EPA

マレーシアは WTO 政府調達協定の非締約国であり、我が国は政府調達に関する規定を設けるよう主張したが、交渉の結果、こうした規定を設けることはできなかった。

④ 日フィリピン EPA

フィリピンは WTO 政府調達協定非締約国であるため、政府調達市場の拡大を期待し、第 11 章に政府調達を規定した。

ここでは、(i)両締約国が政府調達に関する措置について、内国民待遇及び最恵国待遇の付与の重要性を確認し、(ii)一方の締約国が第三国へ有利なアクセス又は待遇を付与する際は、他方の締約国に同様の待遇を付与するための交渉に同意すること、(iii)本章の効果的な実施及び運用のために小委員会を設立すること、及び、(iv)両締約国における政府調達市場の自由化のために、遅くとも協定発効後 5 年以内に追加的な交渉を行う旨を定めている。

<貿易円滑化>

(1) ルールの背景

WTO では DDA において包括的なルールを

策定する交渉が行われているが（第III部補論VII 貿易円滑化（シンガポール・イシュー）参照）、

他方で、日本が締結した FTA/EPA においては、経済連携を進める際には、二国間レベルで協力して個別・具体的な問題を解決し、貿易円滑化を促進することが重要であるとの観点から、税関手続の予見可能性、透明性の向上や税関手続の簡素化を図るための規定を設けるのが通例である。

(2) 法的規律の概要

基本的には、関税関係法令の公表等による税関手続の透明性の向上、国際基準への調和、情報通信技術の利用等による税関手続の簡素化、等の規定が盛り込まれている。また、貿易の円滑化に向けた税関当局間の協力及び情報交換、税関当局間での小委員会の設置や、関税法令違反の防止を図るため、不正薬物、けん銃等の密

輸入や知的財産権侵害物品の水際での取締りのための税関当局間の協力・情報交換を推進することも規定されている。(日シンガポール EPA 第 4 章、日メキシコ EPA 第 5 章セクション 3、日マレーシア EPA 第 4 章、日フィリピン EPA 第 4 章)

以上に加えて、日シンガポール EPA や、日フィリピン EPA においてはペーパーレス貿易章において、ペーパーレス貿易を実現・促進するために意見交換・情報交換を通して協力し、また、ペーパーレス貿易に関する活動に従事する民間団体間での協力を奨励し、進捗状況について再検討することも規定されている。(日シンガポール EPA 第 5 章、日フィリピン EPA 第 5 章)

<図表 6-1> これまでの我が国の EPA における税関手続関連規定の比較

	日シンガポール EPA	日メキシコ EPA	日マレーシア EPA	日フィリピン EPA
税関手続の迅速化	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和を行う (第 36 条)	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和に対して協力して努力する (第 50 条)	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する (第 54 条)	税関手続を簡素化し、両締約国の税関手続の調和のために協力して努力するために、情報通信技術の利用、輸出入時の書類要求の簡素化、税関手続の国際標準への調和 (第 53 条)
税関当局間の協力及び情報交換	本章の実施に関し税関当局間の情報交換を行う (第 38 条)		税関の問題に関し税関当局間で協力及び情報交換を行う (第 56 条) 協力は研修、技術支援、専門家派遣といったキャパシティビルディングを含む (第 57 条)	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続きに関し、協力及び意見交換を行う。(第 55 条)
一時輸入の手続簡素化	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする (第 37 条)		物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする (第 55 条)	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする (第 54 条)

税関手続の透明性			自国の関税法令の関連情報を自国において利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める (第 53 条)	自国の関税法令の関連情報を自国において利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める (第 52 条)
税関手続小委員会の設置	第 39 条		第 58 条	第 56 条